

令和4年度 外食産業事業継続緊急支援事業のうち 業態転換等支援事業 公募(第1次)のご案内

農林水産省補助金

補助上限

1,000 万円

補助率

1/2

- ・テイクアウト環境の整備
- ・おひとり様用販売の強化
- ・店舗以外での商品販売
- ・新メニュー開発 など

飲食店経営者のみなさま **コロナ禍で悪化した業績の回復、
事業継続に向けた業態転換等を支援します！**

応募受付
期間

令和4年6月15日(水)～8月1日(月)

※実施期間は、交付決定後(9月上旬予定)～令和5年2月15日

応募
対象者

中小・中堅規模の飲食店

※応募は、共同事業者(コンサル、金融機関、ベンダー等)と一緒に申請していただきます

補助対象
となる取組

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策
を前提とした、飲食店における業態転換等*

*「現在扱っている商品・サービスの内容を変える取組」や、
「商品・サービスの提供方法を変える取組」等

対象経費

- 事業に係る建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、
専門家経費、運搬費、外注費、広告宣伝・販売促進費、研修費等
- 委託費

詳細な要件等については、公募要領をご確認ください。

スマートフォンの
アクセスはこちら



パソコンからは、このワードで検索してください。

JMAC 業態転換



検索



【お問合せ先、応募先】

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目1番22号

株式会社日本能率協会コンサルティング

R4業態転換等支援事業 事務局

✉ eat_jmac@jmac.co.jp

補助対象となる取組(例)

前提として…感染症拡大防止対策



…たとえば…



現在扱っている 商品・サービスの内容を変える

- 感染症対策に留意して、お一人様向け業態に変える
- テイクアウト・デリバリー用のメニューを開発する
- 食材在庫の有効活用のために通販向け商品を開発する
- 2階の倉庫部分を改装し、リモートワーク可能なサブスクモデルのカフェスペースを設ける
- お客様の少ない曜日を休業日とし、料理教室を開催する



商品・サービスの 提供方法を変える

- イートインからテイクアウトに商品の提供方法を変えるため、受渡窓口を設置する
- 自動販売機(冷蔵/冷凍)を導入し、従来の営業時間外にも商品を販売する
- 店舗での人気商品をECサイトで全国に販売する
- 宅配弁当を開発し、昼時に周辺の企業等へ配達する



よくあるご質問

Q:飲食店を営業していれば誰でも応募できるのか？

A:飲食店の営業許可を持ち、各都道府県の感染症拡大防止対策(第三者認証制度)を取得していること、コロナ前と比べて売上が一定以上減少していること、中堅・中小企業であることなどの応募要件が設定されています。
詳しくは公募要領をご確認ください。

Q:複数店舗を経営しているが、応募・補助は、事業者単位か、それとも店舗単位か？

A:応募・補助は、事業者単位です。
複数店舗を経営している場合も、1事業者として応募ください。

Q:共同事業者とはどのようなものか？

A:共同事業者とは、資本関係にない他の事業者のことです。例えば、コンサル、金融機関、機器やシステムのベンダー、中小企業診断士、店舗改装工事業者、他の飲食店などです。

※その他にも、様々なよくあるご質問を、公募ホームページに掲載しています。